

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「在宅中心静脈栄養法加算」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

凡例

告示・通知

疑義解釈

MPSコメント

資料No.20220422-1204

本資料は、2022年4月19日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます



★ 在宅中心静脈栄養法加算が絡む項目（オンラインの場合は算定不可）

在宅患者訪問薬剤管理指導料

麻薬管理指導加算

乳幼児加算

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

小児特定加算

在宅中心静脈栄養法加算

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

麻薬管理指導加算

乳幼児加算

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

小児特定加算

在宅中心静脈栄養法加算

在宅患者緊急時等共同指導料

麻薬管理指導加算

乳幼児加算

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

小児特定加算

在宅中心静脈栄養法加算

薬剤師に期待される役割【2021年11月26日中医協総会資料より】

- ・処方提案 ・輸液セットや機械式注入ポンプなどの使用に関する指導 ・輸液の保存性に配慮した分割調剤、頻回訪問、運搬の検討・実施
- ・カテーテル感染症防止対策、栄養状態等を踏まえた服薬指導



在宅中心静脈栄養法加算

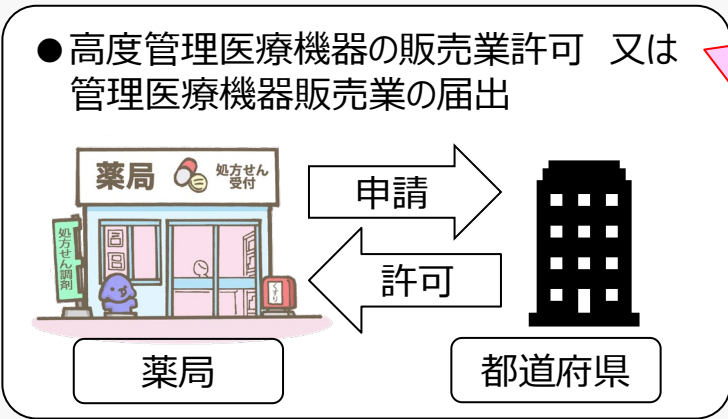
(在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料)

算定要件	点数
<p>在宅中心静脈栄養法を行っている患者に必要な薬学的管理指導を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 患者を訪問し、輸液製剤の投与状況、保管管理状況、残薬の状況、栄養状態等の状況、患者の体調の変化（副作用が疑われる症状など）の有無、配合変化の有無等を確認（薬歴等に記載①） ● 輸液製剤に係る服薬指導、保管方法、配合変化防止に係る対応方法等の指導（薬歴等に記載②） ● 処方医に情報提供（薬歴等に記載③） ● （2種以上の注射薬が同時に投与される場合、必要に応じて） 処方医以外の医療関係職種に対しても、配合変化に関する留意点、輸液バッグの遮光の必要性等について情報提供（薬歴等に記載④） ● 薬歴等への記載 「調剤管理料で求められる記載事項」 + 「在宅患者訪問薬剤管理指導料で求められる記載事項」 + ①～④ 	<p>150点</p>

【2022年3月31日疑義解釈その1】

- ・在宅患者訪問薬剤管理指導料と同様に処方箋受付がない場合であっても算定可。
- ・無菌製剤処理加算（中心静脈栄養法輸液）との併算定可。
- ・在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算との併算定可。

施設基準



- ・薬局では処方箋に基づいて高度管理医療機器を支給する場合に限り要件を満たせば届出不要ですが、加算の算定に当たっては許可取得が必要です（届出様式に許可番号を記載）
- ・管理医療機器の販売業届出については、届出様式に『みなしの場合も含む』とされていることから、販売業届出を行う必要はなく、加算の届出のみで算定が可能と解釈されます

・地域連携薬局であれば既に満たしています

8 高度管理医療機器等の販売業の許可等	届出様式（抜粋）
<input type="checkbox"/> 高度管理医療機器の販売業の許可を受けている（許可番号： ）	
【在宅中心静脈栄養法加算の場合で、上記に該当しない場合のみ】	
<input type="checkbox"/> 管理医療機器の販売業の届出を行っている（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第49条により届出を行ったものとみなされる場合を含む。）	